

経済的理由などによりお子さんの就学にお困りの方で一定の要件に該当するときは、学用品費や給食費などの援助を受けられる制度がありますので、学校に御相談ください。

——村田町就学援助制度の概要—— [村田町教育委員会]

該 当 要 件	申請に必要な書類（課税証明書以外は写し可）																		
町民税が非課税である (障害者、老年者、寡婦又は寡夫で、地方税法第295条第1項に該当する場合)	非課税証明書（役場税務課で発行）																		
生活保護が停止又は廃止になった	原則として不要 (収入がある場合には、収入を明らかにする書類)																		
児童扶養手当を受給している	①証書又は認定通知書 ②源泉徴収票等の収入を明らかにする書類																		
同じ世帯に同居している家族全員の年間総収入又は総所得金額が、下記目安額に見合うとき（原則として、自宅などの資産を所有しない方）	①前年分の給与所得の源泉徴収票又は確定申告書の写し（税務署収受印のあるもの） ②年金収入があるときは、その金額が分かる書類 ※年度中途での申請のときは、町民税課税証明書 【勤務先が前年と違う場合】 ①現在の勤務先の給与明細（直近3ヶ月分） ②失業保険受給中の場合、雇用保険受給者証																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">家族</th> <th style="width: 40%;">給与収入</th> <th style="width: 50%;">給与以外の収入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td style="text-align: right;">2,702,000円</td> <td style="text-align: right;">1,710,000円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td style="text-align: right;">3,342,000円</td> <td style="text-align: right;">2,158,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td style="text-align: right;">3,900,000円</td> <td style="text-align: right;">2,580,000円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td style="text-align: right;">4,340,000円</td> <td style="text-align: right;">2,932,000円</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td style="text-align: right;">5,030,000円</td> <td style="text-align: right;">3,482,400円</td> </tr> </tbody> </table>	家族	給与収入	給与以外の収入	2人	2,702,000円	1,710,000円	3人	3,342,000円	2,158,000円	4人	3,900,000円	2,580,000円	5人	4,340,000円	2,932,000円	6人	5,030,000円	3,482,400円	
家族	給与収入	給与以外の収入																	
2人	2,702,000円	1,710,000円																	
3人	3,342,000円	2,158,000円																	
4人	3,900,000円	2,580,000円																	
5人	4,340,000円	2,932,000円																	
6人	5,030,000円	3,482,400円																	
国民年金の掛金が免除されている	申請（全額）免除承認通知書																		
国民健康保険税が免除されている	減免通知書																		
生活福祉資金の貸付を受けている	貸付決定通知書又は償還整理帳																		
個人事業税又は固定資産税が減免されている	減免通知書 (新築家屋の固定資産税の軽減は対象になりません)																		

- (注) 1. 親族等からの援助がある場合や資産の保有状況などにより、上記要件に該当しても援助の対象とならない場合があります。
2. 失業保険金、傷病手当金その他公的給付のほか、退職金や生命保険金などの一時的収入があるときは、その金額を明らかにする書類の写しを添付してください。
3. 年度中途であっても、災害や大幅な収入減など特別の事情が発生した場合には、援助の対象となることもありますので、学校に御相談ください。

■申請について■

- ・受付は4月からです。申請書は学校に用意していますのでご相談ください。
※年度中途での申請も随時受け付けますが、認定された月から月割りの支給となります。
- ・申請の内容について、地区の民生委員が事実確認にお伺いします。
申請時の住所・連絡先をもとに伺いますので、記入の際は誤りのないようお願いいたします。また、事実を偽って不正にこの援助費を受給した場合、罪に問われることがあります。
- ・小・中学校入学前の3月に前倒し支給を希望する場合は、1月中（入学の3ヶ月前）に在籍する幼稚園、保育所、小学校、または教育委員会へご相談ください。